

第7回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和5年7月18日(火)

場 所 市役所4階 401大集会室

議事日程

- 議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の
証明願について (申請件数 3件)
- 議案第2号 農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について
(申請件数 1件)
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 2件)
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 10件)

応召委員(13名)

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
3番	加藤 武	4番	荒幡 善政
5番	比留間 望	6番	奥住 雄一
7番	高橋 文雄	8番	安彦 祥子
9番	内野 一彦	10番	宮崎 義憲
11番	峰岸 豊	12番	加園 好久
13番	石川 裕一		

職務のために出席
した者(事務局)

事務局長 中村 顕治
事務局次長 井上 ひとえ
事務局書記 川島 一利

午後3時56分開会

議 長
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、
誠にありがとうございます。

これより第7回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は全員であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

異議なしと認め、1番波多野雅之委員と7番高橋文雄委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、3件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成13年11月1日に相続し、前回調査は、令和2年6月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、令和元年9月30日に相続し、今回が初めての証明で、適用年月日は令和2年11月6日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成25年10月30日に相続し、前回調査は、令和2年7月15日になります。

以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長、よろしくをお願いいたします。

4 番
(荒幡 善政君)

本日、午後2時15分から土地利用部会を開催いたしました。現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、サトイモ、サツマイモ、梅、ショウガなどが栽培されておりました。②の農地は、ネギが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、サトイモが栽培されており、一部作付け準備中でした。②から⑤の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、キウイ、スイカが、②の農地は、ネギ、トウモロコシが栽培されており、③の農地は、作付け準備中でした。④の農地は、キュウリ、ナスが栽培されておりました。⑤の農地は、柿、栗が栽培されており、⑥と⑦の農地は、作付け準備中でした。⑧の農地は、カボチャが栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議 長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

なお、1番の申請地につきましては、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろしく申し上げます。

他にございませんか。

はい、加園委員。

12 番
(加園 好久君)

2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長
(石川 裕一君)

はい、森谷委員。

2 番
(森谷 常夫君)

3番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思っております。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第2号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第2号、農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議から、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項」の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力依頼が1件ございました。

御案内のとおり、農地中間管理事業につきましては、農地中間管理機構が申出のあった農地について借り受け、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を行い、農業者に農地を貸し付け、農地の有効利用を図るものでございます。

利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間でございます。

なお、利用権の設定を受ける者については、八王子市の新規就農者でございます。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長、よろしく願いいたします。

4番
(荒幡 善政君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請人については、八王子市の新規就農者として農業経営を行っている方で、問題はないと思われまます。

以上のことから、議案第2号につきましては、承認してよろしいかと思ひます。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

なお、1番の申請地につきましては、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろしく願いします。

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第2号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、承認することといたします。

次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、2件申請がございました。

本件は農地法第4条第1項第7号の規定に基づく申請でございます。申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、申請番号1番、2番が共同住宅でございます。

以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、1番の届出地につきましては、私から報告します。

現地を確認して、特に問題はありませんので、よろしく申し上げます。

他にございませんか。

はい、加藤委員。

2 番
(加藤 武君)

2番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は終了します。

次に報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、10件あります。

事務局
(井上ひとえ君)

事務局より説明いたさせます。

それではご説明いたします。

報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、10件ございます。本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。

転用目的につきましては、申請番号1番から7番が一般住宅、申請番号8番、9番が老人ホーム、申請番号10番が資材置場でございます。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、1番の届出地につきましては、私から報告します。

現地を確認して、特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

他にございませんか。

はい、宮崎委員。

10番
(宮崎 義憲君)

2番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議長
(石川 裕一君)

3番、4番の届出地につきましては、私から報告します。

現地を確認して、特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

他にございませんか。

はい、高橋委員。

7番
(高橋 文雄君)

5番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議長
(石川 裕一君)

はい、加園委員。

12番
(加園 好久君)

6番、8番、9番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議長
(石川 裕一君)

7番の届出地につきましては、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありせんので、よろしくお願ひします。

他にございせんか。

はい、奥住委員。

6番
(奥住 雄一君)

10番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありせんでした。よろしくお願ひします。

議長
(石川 裕一君)

他にございせんか。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第7回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後4時10分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和5年7月18日

会長 (印)

署名委員 (印)

署名委員 (印)